

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
（別紙のとおり）

令和8年3月10日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和7年度

逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

逗子市

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度逗子市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	保険料徴収事務費	6,145

令和7年度

逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)に関する説明書

逗子市

繰越明許費に関する調書

- (款) 1 総務費
 - (項) 2 徴収費
 - (目) 1 徴収費
 - (事業1) 1 保険料徴収事務費
 - (事業2) 1 保険料徴収事務費

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
13 委託料	10,544	13 委託料	6,145	標準準拠システムへの移行後、システム不具合が多数発生しており、不具合の解消および安定稼働の確保を図る必要があることから、年度内に完了する見込みがないため。
計	10,544	計	6,145	

議案等資料

(補正予算資料)

議案等資料 (補正予算資料)

令和 8 年 第 2 回 臨時会

議案第 26 号

令和 7 年度 後期高齢者医療事業特別 会計

補正予算 第 4 号

課かい名 国保健康課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	1	2	1	1	1

事業名 保険料徴収事務費

補正額 千円

歳入 予算説明書 ページ

科目	款	項	目	節	細節

細節名

補正額 千円

歳入歳出予算以外 繰越明許費

予算書 2 ページ

補正の理由

標準準拠システム移行後、運用テストで確認できなかった不具合が多数発生し、当初の完了予定（令和8年3月20日）までに修正完了が見込めないことから、引き続き本稼働準備作業を実施するため、翌年度に繰り越すもの。

説明

繰越明許費設定額 6, 145 千円